

緊急通報装置に付随する 人感センサーのご案内

人感センサーから出る赤外線センサーが一定時間(24時間)動きを感知しないとき、市が委託する業者の受信センターへ自動通報が入り、折り返し電話にて状況確認をしていただけます。

必要に応じて、あらかじめ登録された緊急連絡先に連絡したり、委託業者の緊急要員が出動します。救急車や消防車へ出動を依頼する場合があります。

【対象となる方】

本市の緊急通報システム利用の方のうち、次のいずれかの要件を満たす方が対象となります。(自宅の合鍵を市が委託する事業者に預託しますので、利用者及び緊急連絡先である親族の方が鍵の預託や返却について同意・確認いただく必要があります。)

- ひとり暮らしで心疾患、脳血管疾患等の持病があり、意識消失の恐れがある方
- どちらか一方が寝たきりの高齢者世帯

※認知症等による予期せぬ徘徊行動があり、自宅から離れてしまっていることをご家族が把握したいという場合についてもご相談ください。

【人感センサーの内容】

人感センサーから出る赤外線センサーが24時間以上動きを感知しない場合、市の委託業者に通報が届きます。

自動通報から駆けつけ、救急車の手配等は下記のように行われます。



【手続きについて】

申請用紙は市役所高齢福祉室、各地域包括支援センターの窓口にあります。ご記入の上、申請して下さい。郵送でも申請書類の送付や申請を受け付けています。

市で手続きを行ったのち、委託業者より取り付け工事の日程調整のため、お電話させていただきます。この間、約1ヵ月のお時間をいただいております。

【費用について】

人感センサーを設置するには、生計中心者の市町村民税額に応じて、費用の負担が必要となる場合があります。【詳しくは下の表をご確認下さい。生計中心者の当該年度分市町村民税額（4月から6月までは前年度分の市町村民税額）をもとに負担額を決定します。】

生計中心者の当該年度分の市町村民税の所得割額	自己負担額
生活保護受給者 非課税	0円
1円以上 55,000円以下	2,200円
55,001円以上 80,000円以下	16,300円
80,001円以上	22,000円

毎月の管理費用などの自己負担はありません。

事業内容や手続きにつきましては、吹田市役所高齢福祉室まで、お気軽にお問い合わせください！

吹田市役所高齢福祉室

電話 06-6384-1360 FAX 06-6368-7348

吹田市泉町1-3-40

